平成２１年（ヘ）第１８号
福岡県大野城市中３丁目14番６号
申立人　ニシカワ工業株式会社
代表者代表取締役　西川　清志
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月26日
平成22年４月27日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＹＡ60071
金額　173,250円
支払期日　平成21年８月５日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社福岡銀行雑餉隈支店
振出日　平成21年３月25日
振出地　福岡県糟屋郡宇美町
振出人　株式会社西部乳機製作所　代表取締役　西村栄次郎
受取人及び最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｖ763263
金額　84,000円
支払期日　平成21年６月５日
支払場所　株式会社西日本シティ銀行天神支店
振出日　平成20年12月25日
振出地　東京都
振出人　共和化工株式会社　代表取締役　吉村　俊治
⑶手形番号　Ｙ777447
金額　50,000円
支払期日　平成21年７月31日
支払場所　株式会社西日本シティ銀行比恵支店
振出日　平成21年７月31日
振出地　福岡市
振出人　三葉電機工業株式会社　代表取締役　忍田　勉
⑵、⑶の約束手形の支払地、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５５５号
広島市東区戸坂出江２丁目９番８号
債務者　コイケデンキ株式会社
代表者取締役　小池　隆雄
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯岡　久美
４　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午後３時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４９号
新潟県東蒲原郡阿賀町津川291番地３
債務者　株式会社トーカン
代表者代表取締役　宮沢　勝弘
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
４　破産債権の届出期間　平成22年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８３９号
大阪市生野区新今里３丁目１番２号
債務者　有限会社アラカワ
代表者代表取締役　荒川　洋治
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　武宏
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３２１６号
大阪市平野区西脇３丁目１番31―805号
債務者　竹内　正己
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北野　了考
４　破産債権の届出期間　平成22年６月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
６　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０号
神戸市西区伊川谷町有瀬1046番地の１―1003号
債務者　コミックバスター夢広場こと神戸元町夢からこと　植村　史朗
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
４　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
広島市佐伯区美鈴が丘西２丁目11番13号
債務者　永田小夜子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　香乃
４　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７号
兵庫県明石市小久保４丁目13番地の２　カームハイツ３番館205号、旧住所兵庫県姫路市的形町的形1778番地72
債務者　松島　勝彦
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　尉久
４　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市気高町勝見843番地120
債務者　小谷　英明
１　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本美恵子
４　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月９日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
熊本県荒尾市万田1182番地１
債務者　山本　眞由
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山野　史寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２７２７号
大阪市住吉区万代東２丁目３番11号
債務者　佐野　正市
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新村　守
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部